

入札説明書

桐生市では、市有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、「自動販売機の設置場所貸付に係る入札」を実施する。

入札に参加する者は、この説明書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加するものとする。

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機の設置（貸付）場所及び面積等

物件番号	財産名称	所在地	設置場所	平面図	設置面積
1	桐生市保健福祉会館	桐生市末広町 13番地の4	会館内 3階	平面図	1.3㎡ (1.2m×0.8m+0.34㎡)

※設置（貸付）面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

(2) 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

(3) 貸付条件

別添の「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」による。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店または営業所を有し、個人にあっては桐生市内で事業を営んでおり、いずれも、商品管理やトラブル等発生時に速やかな対応ができること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 市税を滞納していないこと。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月13日(水) 午後3時00分 即日開札(入札時間は下記のとおり)

物件番号1 午後3時00分

(2) 場所

桐生市末広町13番地の4

桐生市保健福祉会館 4階 403会議室

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札は、1物件ごとに行う。

(2) 入札書に記載する金額

① 入札書に記載する金額は、年額とする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税(地方消費税含む。

以下同じ。)相当額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

(4) 再度の入札

① 落札者いない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

② 再度の入札は2回までとする。

(よって、入札書は1物件につき3枚ご用意ください。)

③ 再々度の入札を行っても落札者がいない場合は、不調とする。

(5) 入札の辞退

① 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

② 入札日時前に辞退する場合は、所定の入札辞退届を提出することとする。

③ 当日入札会場で辞退する場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記載して投函することとする

(6) その他

① 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行

を延期し、又は取り止めることがある。

5 入札保証金 免除

6 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 同一の入札において同一人はした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）
- ③ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ④ 不正行為による入札
- ⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑥ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑧ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑨ その他入札に関する条例等に違反した入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できない。

7 落札者の決定方法

(1) 市が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない市職員にくじを引かせるものとする。

8 契約

(1) 契約書のとおりとする。

(2) 落札者は令和6年4月1日(月)までに、契約書に記名押印のうえ募集要項7の「提出書類の提出先」に提出する。契約書は1物件ごとに作成する。

(3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 その他

(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、

桐生市公有財産管理規則の定めるところによる。

(2)本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。

(3)申請書に虚偽の記載をした者は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消を行うことがある。

以 上